

入会申込関係書類

【ご案内】

- 入会に際しては、所属する地区支部の正会員2社と支部長の推薦が必要ですので、必ず支部長（5ページ参照）にご相談の上、手続きを進めてください。
- 正会員が提出する書式は次のとおりです。
 - ・ 入会申込書（4ページ）、入会誓約書（5ページ）、会費ランク申告書（6ページ）
 - ・ 全国ビルメンテナンス協会の入会申込書（7ページ）
 - ・ 政治連盟加盟申込書（12ページ）
 - * 賛助会員は、入会申込書、入会誓約書のみです。
- 添付する書類は次のとおりです。
 - ・ 登記簿謄本 ・ 納税証明書 ・ 会社経歴書（パンフレット等）
- ★ ご不明な点は事務局にお問い合わせください。

（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会 事務局
〒231-0026 横浜市中区寿町2-5-1 川本工業ビル7階
TEL 045-641-2802
FAX 045-641-0389
E-mail info@kanagawa-bma.or.jp

【（一社）神奈川県ビルメンテナンス協会関係】 (ページ)

1	入会関係規程（定款等抜粋）	2
2	支部長連絡先	5
3	入会申込書	6
4	入会誓約書	7
5	会費ランク申告書	8

【（公社）全国ビルメンテナンス協会関係】

6	入会申込書	9
---	-------	---

【神奈川県ビルメンテナンス政治連盟関係】

7	神奈川県ビルメンテナンス政治連盟規約	10
8	神奈川県ビルメンテナンス政治連盟加盟申込書	12

一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 定款（抜粋）

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本会は、ビルメンテナンスに関する技術の向上及び知識の普及、並びにビルメンテナンス業の健全な育成等の事業を行うことによって、建築物における衛生的で快適で安全な環境の確保に努めるとともに建築物機能の最適化を図り、もって公衆衛生の維持、公共の安全、事故及び災害の防止、保全性の向上に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）ビルメンテナンスに関する技術の向上及び経営の進歩改善のための調査、研究及び教育研修
- （2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく登録業者への助言及び同法制度の普及啓発
- （3）ビルメンテナンスにおける経営及び労働に関する制度・知識の普及・啓発
- （4）中高年齢者及び身体障害者の就労支援を目的とする事業
- （5）ビルクリーニング及びビル設備管理に関する技能訓練
- （6）建築物機能の最適化及び産業廃棄物の処理対策に関する事業
- （7）ビルメンテナンスの技術、業務等に関する定期刊行物及び教育図書など出版物の発行
- （8）ビルメンテナンスに関する知識の啓発、資料の頒布及び連絡協調
- （9）その他本会の目的を達成するに必要な事業

第 3 章 会 員

（法人の構成員）

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同する者で、神奈川県内においてビルメンテナンス業を営む法人又は個人
- （2）賛助会員 本会の活動に賛同する団体又は個人

2 前項第1号に定める正会員は、同時に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の会員となる。

（入 会）

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 正会員にあつては、同時に全国協会の会員となるため、全国協会所定の入会届出書を本会を経由して提出し、全国協会への入会手続きを行わなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会定款施行細則 抜粋

第 1 章 入 会

(入会資格)

第1条 本会に正会員として入会しようとする者は、つぎの条件を具備するものでなければならない。

(1) 神奈川県内において1年以上の期間ビルメンテナンス業を営む法人又は個人であること。

(2) 本会の所属地区正会員2社及び所属地区支部の推薦があること。

2 前項の条件に合致しないものであっても所属地区正会員2社及び所属地区支部の推薦があり、理事会が適当と認めた場合は、賛助会員とすることができる。

(入会申込手続)

第2条 前条の入会資格に合致し、本会に提出する入会申込書は協会の定める用紙を用い、会社経歴書、登記簿謄本、最近の法人税の納税証明書及び入会誓約書の各1部を添付するほか、労働保険番号を明記するものとする。

2 入会金及び決められた会費は、ただちに納付するものとする。

(入会承認)

第3条 入会しようとする者が前条の書類を具備し提出した時は、担当理事の審査を受け、これを理事会において承認を得なければならない。

第 2 章 会 費

(入会金及び会費)

第4条 定款第7条にいう一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会の入会金及び会費は、次の通りとする。

(1) 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会

ア 入会金

正 会 員 100,000円

賛助会員 80,000円

イ 会 費

正会員の会費は、次の規定により自主申告に基づき定めるものとする。

A 年商12億円以上	月額 33,000円
B 年商6億円以上12億円未満	月額 28,000円
C 年商3億6千万円以上6億円未満	月額 23,000円
D 年商1億2千万円以上3億6千万円未満	月額 18,000円
E 年商1億2千万円未満	月額 13,000円

＊ 年商とは、神奈川県内のビルメンテナンス業による売上高とする。

自主申告は、2ヵ年毎に行うものとする。

賛助会員 月額 13,000円

なお、会費納入方法は年4回に分割し、第1回は、4、5、6月分を、第2回は、7、8、9月分を、第3回は、10、11、12月分を、第4回は、1、2、3月分を、各回共その最初の月の25日までに納付するものとする。

(2) 前項イに定める会費について、令和2年7月、8月、9月分は各月5,000円免除する。

(3) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の協力金及び会費は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の定める額とする。

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の協力金及び会費

○ 協力金（入会金） ~~50,000円~~ 当分の間、徴収しません。

○ 会 費（月額） 10,000円

支部長連絡先

横 浜 支 部

支 部 長 杉 村 豊（株式会社ヨコソー 相談役）

所 在 地 横浜市中区海岸通り３－１２ ミナトイセビル
株式会社ヨコソー内

TEL ０４５－２１２－１６００

FAX ０４５－２１２－３３９９

湘 南 県 央 支 部

支 部 長 倉 田 雅 史（株式会社東海ビルメンテナンス 代表取締役）

所 在 地 小田原市本町１－１３－６
株式会社東海ビルメンテナンス内

TEL ０４６５－２１－０４５０

FAX ０４６５－２１－０４５１

川 崎 支 部

支 部 長 矢 口 寛 志（和光産業株式会社 代表取締役）

所 在 地 川崎市川崎区鋼管通１－３－１７
和光産業株式会社内

TEL ０４４－３３３－７２８３

FAX ０４４－３３３－７２５７

入 会 申 込 書

(正会員・賛助会員)

1 社名													
2 代表者名													
3 主たる役員名及び役職名													
4 本社所在地及び電話番号													
5 設立年月日		年 月 日											
6 資本金		億 万円											
神 奈 川 県 内 関 係	7 労働保険番号等	労働保険番号								産業分類		被保険者数	
												名	
	8 従業員数	①常勤従業員 名 ②パートタイマー 名 ③計 名											
	9 主たる契約先	① ②											
		③ ④											
		⑤ ⑥											
	10 取引銀行	① ②											
		③ ④											
	11 主な営業所等の名称												
	12 所在地、電話番号												
13 営業開始年月日	年 月 日												
14 協会出席者	職 氏名												
15 年商額	億 万円												
貴協会へ入会したいので、会社経歴書・登記簿謄本及び最近の法人税の納税証明（各1部）を添えて申込みます。 令和 年 月 日 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会会長 様 加入申込会社名 _____ 及び代表者名 _____ 印 推薦会社名 _____ 及び代表者名 _____ 印 推薦会社名 _____ 及び代表者名 _____ 印 推薦所属支部名 _____ 及び支部長名 _____ 印													

入 会 誓 約 書

この度、(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会へ入会するにあたり、次の諸事項を遵守することを誓約し、協会発展のために尽くします。

記

- 1 諸法令・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会定款・定款施行細則及び諸規程の違背する行動はとらないこと。
- 2 協会員相互間の信頼を損なう行動をとらないこと。
- 3 その他、社会一般の常識に反し社会的非難を受ける行動をとらないこと。

令和 年 月 日

一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会

会 長 杉 村 豊 殿

社 名 _____

代表者名 _____ 印

会費ランク 申告書

令和 年 月 日

(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会

会 長 杉 村 豊 殿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ 印

令和 年度・ 年度（2カ年）の会費ランクを自主申告します。

A B C D E

(該当ランクを○印で囲んで下さい)

参 考

(ランク基準)

(月額会費)

A	年商 12億円以上	33,000円
B	年商 6億円以上12億円未満	28,000円
C	年商 3億6千万円以上6億円未満	23,000円
D	年商 1億2千万円以上3億6千万円未満	18,000円
E	年商 1億2千万円未満	13,000円

(注)

1. 年商とは、神奈川県内のビルメンテナンス業により売上高をいいます。
2. ビルメンテナンス業には、建築業における清掃又は建築物の保全業務の他、設備の運転・点検・警備・駐車場管理業務等周辺業務全てを含みます。

(入会を申込まれる方は下記必要事項を記入して、所在地の各都道府県協会への入会申込書と一緒に提出してください。)

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

入 会 申 込 書

(正会員用)

令和 年 月 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二 様

貴社(団体)名

代表者名(役職・氏名)

様(印)

所在地

私は、貴協会の連携会員である(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会への入会に伴い、公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会の設立趣意及び事業目的に賛同し、下記の入会金及び会費を添えて入会します。

記

入 会 金 50,000 円

会費(月額) 10,000 円

※貴社所在地の都道府県協会の入会金及び会費に、上記金額が加算されます。

※入会金・会費の納入方法などは、所在地の各都道府県協会にお尋ね下さい。

申込責任者 役職名 _____
氏 名 _____ 様
電 話 _____
連絡先 F A X _____
E - メール _____
貴社ホームページ _____

(以下は各都道府県協会が記入します。)

入 会 届 出 書

令和 年 月 日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会 長 佐々木 浩二 様

上記のとおり、当協会への入会に伴って、貴協会に対する入会申込書が出ておりますので、お届けいたします。なお、当協会における入会は既に承認されておりますことを併せてご報告いたします。

(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会

会 長 杉 村 豊 (印)

神奈川県ビルメンテナンス政治連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、「神奈川県ビルメンテナンス政治連盟」と称する。

(事 務 所)

第2条 本連盟は、事務所を神奈川県に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、ビルメンテナンス業の社会的・経済的地位の確保と向上を図るために必要な政治活動を行うと共に、業界の発展、向上を支援する団体又は個人を後援することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンス業の充実発展を期するための政治活動
- (2) 広報活動及び機関紙等必要な刊行物の発行
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) 前各号のほか、目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本連盟は、次の会員をもって組織する。

- (1) 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会加盟の正会員
- (2) 前項以外の本連盟の目的に賛同する個人及び団体

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 副理事長 2 名
- (3) 理 事 19 名以内
- (4) 監 事 1 名

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会の理事を以って充てる。

2 理事長は、理事が互選する。

3 副理事長は、理事の中から理事長が指名する。

(役員の職務)

第8条 理事長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、予め定めた順位によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 4 監事は、本連盟の経理及び事業の執行状況を監査し、年1回以上その結果を会員に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、補欠によって選任された者は、前任者の残任期間とする。なお、再選は妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本連盟に顧問を置く事ができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本連盟の重要事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる事ができる。

(大会)

第11条 大会は年1回以上開催するものとし、本連盟の最高議決機関として会員をもって構成する。

(議事)

第12条 本連盟の議事は、一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会の定款中の議事規程を準用する。

(会計年度)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(会計、経理)

第14条 本連盟の経費は、機関紙購読料、負担金、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(規約の変更)

第15条 本規約は、理事会で全理事の過半数の同意を以て変更できる。この場合、事後の大会へ報告する。

附 則

- 1 この規約は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 本連盟への機関紙購読料は月額1,500円とし、本連盟からの請求書に基づき納付するものとする。

神奈川県ビルメンテナンス政治連盟加盟申込書

私は、神奈川県ビルメンテナンス政治連盟へ加盟させていただきたく同政治連盟規約を遵守致しますので、ご承認くださるよう申込みをいたします。

令和 年 月 日

神奈川県ビルメンテナンス政治連盟理事長 殿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____ 印